

被害者支援 ニュース



公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第37号

2022.3.18 発行

公益社団法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6 階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

Twitter 公式アカウント @nnvs_org

■巻頭言	第5期5年計画のスタートに向けて	1
■特集	性犯罪・性暴力被害者支援に求められるもの	2~6
	【特集1】なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか〜障がいのある性犯罪被害者への支援〜	2
	【特集2】子どもへの性犯罪・性暴力被害の実態	4
	【特集3】被害者支援センターから見た性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題	6
■自助グループファシリテーター育成研修実施報告		8
■寄稿	外国人被害者支援について	10
■解説	全国ネットワーク第5期5年計画について	11
■お知らせ・編集後記		12

巻頭言

第5期5年計画のスタートに向けて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワーク

理事長 ● 椎橋 隆幸



1 第5期5年計画の策定の経緯

令和4（2022）年度から第5期5年計画を実施します。全国ネットワークは、犯罪被害者が「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現をビジョンとして活動してきました。「組織が継続的に充実・発展していくためには、明確なビジョン及びビジョンを実現するための達成可能な中期・短期の計画が策定・実行されなければなりません」（山上皓元理事長の思いを受け継いだ平井紀夫前理事長の言葉）。このビジョンを明確化したものが10年ビジョン（2016年作成）であり、中期計画が第1期3年計画から第4期3年計画であり、短期計画が年度計画に当たるものといえるでしょう。そして第5期は、第4期までは3年計画としていましたが、第4次犯罪被害者等基本計画が5年計画であることから、それに平仄を合わせて5年計画としました。当然のことですが第5期5年計画は第4期3年計画の進捗状況に対する各センターの評価や要望・意見を聴取した結果を参照して、組織部会で施策毎の論点を整理した上で検討し、さらに、第5期5年計画策定プロジェクトにおいて各部会の検討結果を慎重に検討した上で策定したものです。

2 第5期5年計画の内容

第5期5年計画も10年ビジョンの基本方針の下に被害者支援活動の基本的施策として(1)支援活動の質の向上、(2)相談員等、事務局員の意欲の向上、(3)組織体制の強化、(4)広報啓発活動の充実強化、を図る施策に引き続き取り組めますが、第5期5年計画の新たな施策として①自助グループ支援の充実・強化、②被害にあった子どもや兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援、③ワンストップ支援センターとの連携・強化、④デジタル技術を活用した支援業務の充実化及び全国的な広報啓発等に取り組めます。

①についてネットワークは、センターの自助グループ活動の共有を図り、また、自助グループ間の交流の支援に取り組めます。自助グループを持たないセンターについては、自助グループ活動の実施を働きかけたり、他センターの自助グループを紹介するよう働きかけたり取り組みをします。

②は「全国被害者支援フォーラム2019と2020」中のパネルディスカッションと講演でも取り上げられました。第4次基本計画では、被害にあった子どもの相談等に適切に対応できる、学校内の連携及び相談体制の充実また、教育委員会において関係機関・団体との連携・協力の充実・強化を図ることが謳われています。ネットワークは被害にあった子どもへの支援について、その実態を調査して支援の充実を図るとともに、同関係機関への広報・啓発を推進していきます。

③は被害が潜在化しやすい性犯罪被害者等に可能な限り一ヶ所で支援を提供し、その心身の負担の軽減・回復を図ることを目的として全ての都道府県に置かれています。ワンストップ支援センターは病院拠点型とセンター連携型がありますが、ネットワークは、被害者がどちらの型においても格差がない、適切な支援が受けられるように、病院との連携・強化、支援体制の充実・強化が図られるように取り組んでいきます。

④は若年層においてSNSなどの利用が増加している状況を背景に第4次基本計画は犯罪被害者施策についてもSNS等の様々な広報媒体を通じて被害者施策の重要性や民間支援団体の意義・活動について広報するとしています。ネットワークは、デジタル技術を使用した支援業務の充実化、遠隔地の被害者等への支援業務さらに被害者支援等についての全国的な広報啓発に取り組めます。

3 結びに

以上、第5期5年計画の概要を述べましたが、第1期3年計画から第4期3年計画の間に被害者支援に関わる多くの方々により達成された施策が多くあります。先人の努力に敬意を表します。他方、十分に達成されていない施策もあり、加えて、新たに必要とされる支援も発生し、それに対する適切な対応策も施策として具体化し、達成しなければなりません。しかし、全体としてみれば、被害者支援は着実に進展していますし、被害者支援に理解を示す人々は増加していると思います。第5期5年計画の実現のために共に邁進していきましょう。

特集

性犯罪・性暴力被害者支援に求められるもの

2018年に都道府県すべてに性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが開設されてから3年が経過しました。

性犯罪の被害者支援については様々な支援が進み、関係機関の連携の充実や、相談窓口の充実・拡充が行われ、以前と比べると被害者が相談しやすい環境、支援を受けやすい環境が整いはじめています。しかしながら、相談窓口まで届いていない、支援に繋がっていない被害者の方も多く存在しています。

今回の特集は、窓口の整備が整った後の課題や支援側の体制、支援に繋がることができない被害者、取り残された被害者への支援等について、改めて考えたいと企画したものです。

特集 1 なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか ～障がいのある性犯罪被害者への支援～

「私たちは、人として扱われていないんです。」

これは、発達障がいのある方が発した一言です。

私は、性暴力撲滅に向けた啓発活動を手掛ける、NPO 法人しあわせなみだ（※1）の理事長をしています。これまで、性虐待被害者等が暮らす施設での事業等を実施してきましたが、現在最も力を入れているのが、「障がい児者への性暴力」です。

御ネットワークや、各都道府県の被害者支援センター、そして警察をはじめ、犯罪被害の最前線にいる皆さんから、「障がいのある性犯罪被害者への支援」をテーマにした講座のご依頼を、いただくようになりました。依頼の理由に共通しているのが、「性犯罪被害者の中に、障がいのある方が少なくない」ことへの気づきです。私も皆さんと同様、しあわせなみだの活動を通じて、『性暴力を経験した方に、「障がいがある」と見受けられる状況が、明らかに多い』と感じたことが、「障がい児者への性暴力」の事業につながっています。

信じていた相手からレイプを経験した、発達障がいのある方。騙されて、水商売や風俗で働かされ、必死に逃げてきた知的障がいのある方。予期せぬ妊娠・出産を繰り返し、子どもを手放さざるをえなかった、身体障がいのある方。困難な状況を生き抜いてきた、障がいのある方々と知り合う中で、『「障がい」と「性暴力」には、何らかの関連性がある』と考えた私たちは、発達障がい当事者グループを対象に、性暴力の経験などを尋ねる、アンケート調査、グループインタビュー、個別ヒアリングを実施しました（※2）。その結果、回答者32名のうち、71%にあたる23名が、何らかの性暴力を経験していました。

冒頭の一言は、この調査の中で、発せられたものです。

障がいならでは「育ち」が 性暴力のリスクにつながる可能性がある

障がいのある方は、子どもの頃からいじめられ、孤立しがちです。親や先生からも「育てにくい」と思われ、褒められる経験が少ないことにより、疎外感を抱き、自分に自信が持ち

NPO 法人しあわせなみだ
理事長 中野 宏美 氏

●プロフィール

東洋大学大学院社会研究科修了。社会福祉士。精神保健福祉士。友人がDVに遭ったことをきっかけに「しあわせなみだ」を立ち上げる。2018年 AERA「社会起業家54人」選出。主な論文に「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」（共著 東洋大学社会学部紀要 第56-2号、2018年度）等。



づらくなります。成人後も、「どうせ障がいのある人でしょう」と、発言を重視してもらえないだけでなく、そもそも参加の機会を得られないこともあります。こうした「人として扱われない経験」が、「自己肯定感の低さ」につながり、望まない性的接触を断れず、強要されることに、つながっています。

また、障がいのある方は「他人を信じるチカラ」がとても強いのです。なぜなら、初対面の人に、初めて行く場所への誘導や、排泄介助、入浴介助等、「生きていくために不可欠な行為」を委ねる日常を、生きているからです。

子どもたちに、防犯対策として「知らない人について行っではいけません」と呼びかける機会は、決して珍しくないでしょう。でも、障がいのある人は、「知らない人について行かなければ、外出できない」のです。

「他人を信じるチカラ」が強いことは、本来であれば、人として、とても素晴らしい資質です。しかし、加害者から見れば、「信じやすい」ことは「騙しやすい」ことでもあります。先に紹介したしあわせなみだの調査は、性暴力に特化したものでしたが、グループインタビューの中での「街頭のキャッチに何度も騙される」という発言に、多くの参加者がうなづいていたのが、印象的でした。

このように、障がいがあるからこそその「育ち」が、性暴力のリスクにつながる可能性があります。

障がいの「特性」が 性暴力のリスクにつながる可能性がある

発達障がい以外の障がいで、性暴力を経験するリスクが

高い可能性があることが、少しずつ明らかになりつつあります。

DPI 女性障害者ネットワークが、2011年5月から11月にかけて、障がい(身体・知的・精神・発達)のある女性87人に実施した調査(※3)では、「障害があり女性であるために生きにくいと感じたこと」として、35%にあたる31人が「性的被害」を挙げました。

DPI 日本会議が、2021年6月に実施した、障がい女性への調査(※4)では、駅の構内放送によって、障がいのある方の居場所が特定され、ちかんやつきまとい等の被害が起きていることも、明らかになりました。

一般社団法人日本視覚障がい者美容協会が、2021年11月16日から30日にかけて、視覚に障がいがある女性68人に実施した調査(※5)では、70%にあたる48名が、視覚障害に乗じたと考えられる状況で、性的な嫌がらせを受けたり、性的に不快な思いをしたりする等の、性的な被害に遭っていました。また「被害を相談した際、目が不自由なことによって困難だと感じたこと」として、『相手の容姿が見えなかったから説明出来なかった。警察に伝えたが、視覚障害＝目が見えない、ということ自体が理解できないようだった。』『直後に交番に被害届を出したが、警察官から「目が見えないんだから、おとなしく家にいなさい。外出するんじゃない。」と逆に注意されてしまいショックだった。』といった回答が、寄せられています。

「見えにくい」「聞こえにくい」「動きにくい」「物事の理解に時間がかかる」といった、本来であれば合理的配慮が求められる「特性」は、加害者から見れば、「犯行がばれにくく、逃げやすい」要因となります。

このように、障がいならではの「特性」が、性暴力のリスクにつながる可能性があります。

障がいの有無にとらわれない 「性犯罪被害者支援」を実現するために

それにしてもどうして、障がいのある性犯罪被害者への対応が、困難を極めるのでしょうか。

日本の刑法性犯罪では、第一百七十八条の「準強制わいせつ及び準強制性交等」で、「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて」性交等をした者は、暴行脅迫がなくても、罪に問うことができます。しかし、被害者に障がいがあっても、必ずしも「心神喪失状態である」とは見なされず、百七十八条が適用されるわけではありません(※6)。そもそも、刑法が施行された1907年には、障がいの状態を公的に認定する「障害者手帳」(※7)の制度は、存在しませんでした。

加害者は、「被害者に障がいがあること」を知った上で、障がいに乗じた性犯罪を、完遂します。しかし、現行の刑法性犯罪は、被害者の障がいについて、「100%考慮する」とは言い難い状況があります。このため、熱心に被害者支援に取り組む方ほど、やりきれない思いを抱えます。

それでも、障がいの有無に関わらず、「性犯罪被害者」として対応するために、できることを、いくつか提案します。

まず、障がいによる「困りごと」を推測してみることです。相手が車椅子であった場合、階段は「困りごと」になりますが、スロープであれば、それは「困りごと」にはなりません。障がいそのものが「困りごと」ではなく、実は、障がいを取り巻く「環境」や「状況」、そして対応する「人」によって、「困りごと」が発生しています。それらをできる限り取り除く努力は、できるのではないのでしょうか。

次に、「今ある施策をしっかりと活用する」ことです。昨年4月から試行実施されている「代理人聴取」(※8)をはじめ、「第4次犯罪被害者等基本計画」(※9)にも、障がいのある犯罪被害者等に関する施策が、多数盛り込まれています。こうした施策をフル活用することで、より被害者に寄り添う支援ができるのではないのでしょうか。

皆さんならば、障がいの有無にとらわれない、性犯罪被害者支援を実現できると、私は信じています。そして御ネットワークが、障がいのある性犯罪被害者と日々向き合っていることを、社会に向けてより一層発信していくことで、この課題への関心が高まることを、期待しています。

※1 NPO 法人しあわせなみだウェブサイト <http://shiawasenamida.org/>

※2 NPO 法人しあわせなみだ『障がい児者への性暴力に関するアドボカシー事業』 <http://disabled.shiawasenamida.org/>

※3 DPI 女性障害者ネットワーク『障害のある女性の生活の困難 一人生の中で出会う複合的な生きにくさとはー 複合差別実態調査報告書』 <https://dwnj.chobi.net/?p=326>

※4 DPI 日本会議「障害女性のストーカー被害の事例(鉄道アナウンス)」
https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/traffic/stop_announce/

※5 一般社団法人日本視覚障がい者美容協会「視覚障害者女性に向けた性被害実態調査アンケート」の結果のご報告
<https://tinyurl.com/mtd95f38>

※6 法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」取りまとめ報告書では、被害者が障がいを有する事件でも「強制性交等罪」が適用されていることが、明らかになりました
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00032.html

※7 厚生労働省「障害者手帳」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html

※8 警察庁「性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案における検察との連携の試行実施について(通達)」
<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/keiki20210312.pdf>

※9 警察庁「犯罪被害者等基本計画」 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>

特集
2

子どもへの性犯罪・性暴力被害の実態

1. 子どもへの性犯罪・性暴力被害の実態

警察庁（2021）の報告によると、強姦性交等、強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例等を合わせると、未成年が被害者の性犯罪・性暴力被害は5000件程度、警察に認知、あるいは検挙されています。しかし、性犯罪・性暴力被害は暗数が多く、性犯罪被害として警察に届け出られるものは、ごく一部です。

特に子どもの場合は、自分に起きている出来事が何かを把握できない場合や、加害者に口止めされている場合、虐待などで「言ったら家族が壊れるために言てはいけない」と思っている場合、あまりの衝撃に記憶や意識を切り離して閉じ込めている（解離している）場合、「これは普通のことだ」「これは恋愛だ」と思いこまされている場合など、被害を人に言えずにいることのほうが通常です。社会の中では、子どもが被害者の性犯罪・性暴力被害は、表に現れている数字よりもずっと多く発生していることが推測されます。

加害者は、電車内性暴力の場合などには見知らぬ人であることも多いですが、特に挿入を伴う被害では顔見知りであることが大半です。子どもの生活の大部分は家庭や学校、塾で成り立っており、加害者は家族や学校の教師、塾や習い事の先生であることが多いです。最近では、SNS で出会った人からの被害も多くなっています。また、子どもが加害者である場合も見られ、保育園、幼稚園、小学校など低年齢でも、子ども同士の加害被害が発生しています。なお、低年齢の子どもが加害をしている場合、加害をしている子どもの背景も考える必要があります。

子どもの被害において、加害者が用いる手段で多いものは「グルーミング（手なずけ）」です。グルーミングは、親や義理の親、きょうだいなどから家庭内に行われることもあります。徐々に身体接触を増やしていったり、遊びの延長のように近づいていったりします。また、家庭外の大人の場合には、たとえば、子どもの相談にのり、「君はがんばっているよ」など優しい言葉をかけ、信頼を得ていきます。そして「親は君のことが分かっているんだね」「それは友達が悪いよ」など周りとの関係を切り離し孤立させ、自分に依存するように仕向けます。そうして、二人きりで会ったり、性的な写真やメッセージのやり取りをしたりし、最終的には性的な行為に及びます。子どもたちは、この人が自分に悪いことをするはずがない、このことを誰かに言ったら裏切ることになる、嫌われたくない、という思いから相手の要求に応じざるを得なくなったり、これは特別な恋愛であると思わされていたりします。この手段は、SNS を介してオンラインで行われることが増えています。

最初にも記した通り、子どもたちは、自分の身に起きていることを「性暴力被害」だとは気が付いていないこともあります。気が付いていても、人に相談できない場合もあります。

目白大学心理学部／公益社団法人
被害者支援都民センター
齋藤 梓 氏

●プロフィール

上智大学大学院修了後、臨床心理士としてスクールカウンセリングや精神科クリニック臨床、HIV カウンセリングなどに従事。また、東京医科歯科大学難治疾患研究所にて PTSD の治療効果研究に携わり、犯罪被害者の心理や支援について研究を行い、2008 年から公益社団法人被害者支援都民センターに勤務。現在は目白大学に勤務しつつ、都民センターでの被害者支援を継続している。臨床心理士、公認心理師、博士（心理学）。



しかしどちらにしても、年齢にそぐわない早期の性的行為や、対等な同意のない性的行為は、子どもたちを深く傷つけます。

2. 子どもへの性犯罪・性暴力被害がもたらす影響

対等な同意のない性的行為の後、子どもたちには、心身にトラウマ反応が現れることもあります。眠れない、おなかが痛い、頭痛がする、動悸がするといった身体反応、思い出したくないのに思い出してしまう、悪夢を見る、その出来事に関係するものを避ける、集中力が下がる、イライラする、解離や死にたい気持ちが出現するなどの精神的反応、仕事や学校に行きたくなくなる、人に会えなくなる、ゲームやスマートフォン、インターネットに没頭する、自分を傷つける行動をする、性的問題行動をするなどの、一見問題に見える行動、そして自分には価値がない感じがする、自分は汚くなってしまった、他人を信用できない、世界は怖いといった考え方の変化などです。特に子どもは、何が苦しくてつらいのかを言葉で表現することが難しく、身体の反応に現れたり、解離をしたり、ハイテンションになったりなど言葉で表現されづらい反応、行動上の反応が生じます。

「一見問題に見える行動」は、大人たちから見ると問題に見える行動で、周りの大人たちは対応に困り、子どもたちを叱ってしまったりすることがあります。しかし、フラッシュバックから逃れるためにはゲームに没頭する必要があるかもしれませんが、あまりに苦しいので自分を傷つけずにいられないかもしれません。自分に起きたことを上書きしたい、あるいは理不尽に奪われた主体性を取り戻したいという思いから性的問題行動を繰り返すかもしれません。これらは、性犯罪・性暴力被害という衝撃的な出来事を経験した子どもたちにとって、生き延びるための手段であることや、SOS であるという視点を忘れてはならないと思います。さらに、例えばグルーミングの被害に遭った子どもは、加害者への信頼と性的行為への自責感との間で苦しんだり、信頼していた相手に性的に扱われたことから対等な関係性や信頼できる関係性が分からなくなるなど、深刻な影響が生じることもあります。

3. 男児への性犯罪・性暴力被害

2017年の刑法改正によって強制性交等の罪の範囲が広がったことや、社会の中で男性の性暴力被害への認識が広まってきたことが影響しているのかもしれませんが、男性や男児の被害が徐々に顕在化していると感じています。

社会の中にある性犯罪・性暴力への誤った通念、偏見をレイプ神話と言いますが、男性の場合は、「男性が性暴力の被害に遭うはずがない」「被害に遭ったとしても抵抗して防げるはずだ」などの男性のレイプ神話が存在し、女性以上に、自分の身に起きた出来事を性暴力だととらえることも、被害を誰かに相談することも、被害を警察に申告することも、困難です。しかし、性暴力は、性を問わず発生します。成人の男性ももちろん被害に遭っていますし、子どもを対象とした性加害では、男児の方が被害が発覚しにくいので男児を特に狙う者もいます。

男児にも、2で記したトラウマ反応は当然現れます。また、加害者は被害者に対し、射精や勃起を強要することがあります。これは、被害者の自責感を強めて人に相談しにくくさせるためや、支配欲を満たすためという側面があります。射精や勃起は加害者が強要した生理的反応です。しかし被害を受けた子どもは、例えば加害者が男性だった場合には「自分は同性愛者なのかもしれない」と自分のセクシュアリティの混乱を経験することがありますし、加害者が女性でも男性でも、性暴力で射精や勃起をしたことで「自分が望んでいたのでは」と混乱と自責が強まり、苦しみます。自分が汚くなったような感じや、自分に対する恥を感じたりもします。なお、女性から被害に遭った女児も、自分のセクシュアリティの混乱を経験することがあります。

「男性は女性よりも性暴力の影響を受けにくい」といったレイプ神話が存在し、男児への性犯罪・性暴力被害の影響は軽視されることがあります。しかし、男性の影響が女性よりも軽いということはありません。被害を受けた男児に対応する際には、支援者が、「男児の被害は珍しいことではない」と認識していること、男児に起きやすい精神的反応を理解していることが大切です。

4. トラウマ・インフォームドな支援

ここまで、子どもの性犯罪・性暴力被害について基本的なことをまとめてきました。最後に、限られた文字数ではありますが、性犯罪・性暴力被害に遭った子どもへの支援について、少し述べたいと思います。

一つ目は、子どもの被害や被害の影響を軽視・過小評価しないということです。対等な同意のない性的行為は、子どもたちの心に深刻な影響を及ぼします。それは性別や年齢、被害者と加害者の関係によりません。しかし、子どもたちは元気にふるまったり、「一見問題に見える行動」のように、それが被害の影響だと分かりにくい反応を示したりすることもあります。結果、子どもは、被害の影響が見過ごされる場合も多いです。そのため、周囲の大人は、性暴力とは何か、トラウ

マとは何か、トラウマを経験するとどのような状態が現れるのかを学ぶことが必要です。近年、大阪大学の野坂祐子准教授や武庫川女子大学の大岡由佳准教授がたのご尽力もあり、トラウマ・インフォームド・ケア (TIC) の重要性が広がりつつありますが、TIC では、理解し、気づき、対応し、再被害を防ぐという、4R という枠組みがあります。トラウマの影響を理解することは、TIC の第一歩です。そして、子どもたちに生じているトラウマの影響に気づき、トラウマの影響を説明したり、心身に反応が起きた時にどのように対応するかを話し合ったりしていきます。TIC について詳細は、野坂祐子准教授の「トラウマインフォームドケアー“問題行動”を捉えなおす援助の視点」(日本評論社、2019年) などをご参照ください。

二つ目は、子どもの気持ちや考えを尊重し、安心、安全を感じられる環境を整えることです。性犯罪・性暴力被害に遭った子どもたちにとって、世界は怖いもので満ちているかもしれません。人を信じるのが難しい場合や、性を通してしか自分は人とつながれないという感覚を抱く場合もあります。そうした子どもたちが、安心、安全を感じられるようになるのは、簡単なことではありません。どのような距離感、言葉かけが安心か、学校や家庭、支援機関は子どもたちにとって安全な場所になっているか、子どもたちの気持ちや考えに耳を傾け、一緒に考えていきます。性犯罪・性暴力被害は、意思を無視されたり、ゆがめられたりして起きる被害です。子どもたちが自尊心を取り戻すためにも、一方的に大人が守るのではなく、子どもたち自身の意思を尋ねていくことが必要です。

三つ目は、支援者が、自分自身の二次受傷に敏感であることです。子どもの性犯罪・性暴力被害の話聞くことは、支援者にとっても強い衝撃となります。そうして傷ついた結果、過度に子どもを守りたくなったり、なんでもしてあげたくなったり、何もできない無力感にさいなまれたりすることがあります。自分の状態に目を向けて、きちんと休息を取ったり、同僚と話して支えられることが大切です。

ここに記したことは、目新しいことではなく、ごくごく当たり前のことです。しかし、支援において魔法のような手段はなく、こうした基本を守って安心・安全な関係を築くということが、心の回復のためにも大切なことだと考えています。

参考文献：「警察庁(2021) 令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」



特集
3

被害者支援センターから見た性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題

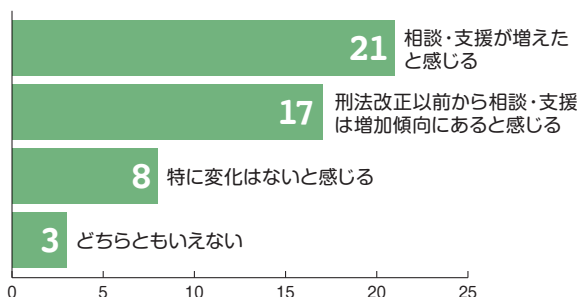
全国の被害者支援センター（全国被害者支援ネットワーク加盟団体、以下「センター」と表記）を対象に、性犯罪・性暴力被害者支援にかかわるアンケートを実施しました。センターが感じる課題や問題点、また関係機関のみならずの尽力により改善された点等をご覧いただき、「途切れのない支援」を被害者ご本人がいつでもどこでもいつからでも受けられる体制の構築の参考となれと思います。

※このアンケートの実施に際し、センターの皆様にご多大なご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

■ アンケート結果について

- ・ 回答は43センター（89%）
- ・ ワンストップ業務を委託されている・されていないにかかわらず回答
- ・ 回答時期は2021年12月～2022年1月
- ・ 複数回答あり

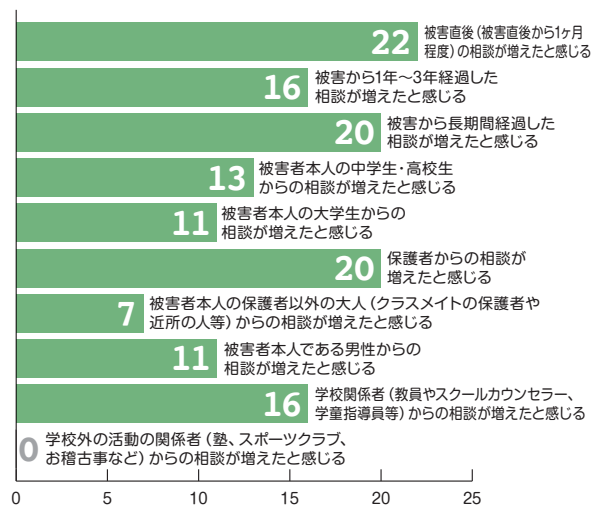
＜1＞性犯罪を厳罰化した改正刑法（2017年施行）以後、相談・支援の件数の変化について聞いたところ、8割近くが増加、または改正以前から増加傾向にあると感じると回答した。その理由として、性犯罪・性暴力被害について多くの人が関心を持つようになったこと、全国にワンストップ支援センターが設置されたことが上げられた。



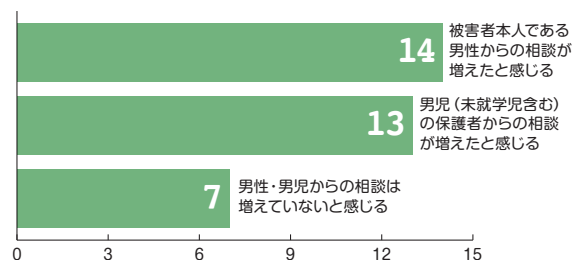
◎ センターからの意見

- 世間の関心、世論の高まりなど（フラワーデモ、無罪判決が相次いだこと等）から、声をあげてよいという風潮になっている。
- 性犯罪・性暴力被害者支援センターの認知度が高まったとともに、相談しやすい環境が整えられた。

＜2＞「相談増加」について、相談時期や相談者の内訳について聞いた。被害直後だけでなく、被害から時間が経過した相談、更に相談者のカテゴリーとして「保護者」「学校関係者」が増加している。これは＜1＞で世間の関心が高まったことで報道等で取り上げられることが多くなり、結果、相談機関に繋がることが出来なかった被害者や被害者の関係者等に「相談できる」「支援を提供してくれる機関がある」ことが周知されたことによる結果と推測される。



＜3＞男性及び男児（未就学児含む）の相談について聞いたところ、被害者本人の男性からの相談が増えた、男児（未就学児含む）の保護者からの相談が増えたと回答があった。男性も被害に遭うこと、また、性別にかかわらず相談ができることが周知された結果であると思われる。



◎ センターからの意見

- 男性、男児への性犯罪が社会的に認知されるようになり相談してもよいのだという機運が高まっている
- L G B Tに関する報道なども活発になり、男、女を区別したりする、ひとくくりにしない方がいいといった風潮になってきていると感じる。性被害に遭うのは女性とは限らない事、男性も被害に遭っていて、それを相談する事は恥ずかしい事ではないんだと考えられる社会になったのではないかと考えられる。

＜4＞男性（中学生以上）の支援において課題や改善を望む点等について聞いた。一般的に13歳以下は小児科と見なされており、それ以上の年齢となった場合、女性であれば産婦人科の受診が可能だが、男性は泌尿器科等にかかることとなり、男性の被害者の対応への理解や広報、認知が不足していること、連携先の不足が上げられた。また、被害者本人に繋がることが困難である例も挙げられた。

◎ センターからの意見

- 医療機関（泌尿器科、肛門科）との連携、男性相談員の確保
- 保護者が支援を望まないことが多い。また、支援を望んだ

としても直接センターとのやり取りは望まない。

- 学校、教育委員会、児童相談所、警察、ワンストップ支援センター等が関係機関それぞれに守秘義務があるため情報共有が難しく連携が進まないこと。
- 被害者本人が支援を受けることに抵抗があり、保護者の支援はできても本人への支援を継続することが難しいケースがある。

＜5＞男女問わず未就学児及び小学生の支援について課題や改善を望む点等について自由記入で聞いた。＜4＞と同じく、被害者本人への継続的支援や、繋がりに難しい面があることと、また被害者本人だけでなく、保護者等の周囲の大人の被害者支援への理解が必要であることが読み取れる結果となった。

◎センターからの意見

- 関係機関から支援を引き継いでも親御さんが支援センターの支援を拒否される場合がある。早期に介入できればできる支援もあるが、センターに繋がるタイミングで支援の幅が左右されてしまう。
- 系統的全身観察や子どもの心理ケアを行える連携先が少ない。周囲が何度も聴き取りを行うことの弊害がまだあまり知られていない。
- 親の意向が優先されるため、親が拒否すれば被害者の支援まで至らないことがあるため保護者への広報啓発が必要と思う。
- 性教育が子ども達だけでなくその保護者に対してもまだまだ不十分であり、偏見や相談しづらさがある。もっと学校、教育委員会と連携を密にしていく必要がある。
- 幼少期の初発の被害をいかに減らし、初発で拾うか、が課題。性に関する教育の足りなさが問題。

＜6＞障がい者の方、また障がい児者の相談について聞いたところ、半分以上が「相談が増えた」と回答。身体に障がいがある方への配慮のための人材の確保の問題、また刑事手続にかかわることへの困難な点、更に制度について意見が寄せられた。

◎センターからの意見

- 身体に障がい（自立歩行困難者）を持つ場合、介護車両（運転手も含む）有資格の介添人が必要で支援が難しい
- 刑法で想定している被害者が前時代すぎる。警察の障がい者（特に精神障がいや発達障がい児者）に対する知識の少なさや対応の悪さ
- 知的障がい者は、公判での証言が難しく、弁護人に示談を依頼することが多い。生活保護を受けられている方が多く、示談金との関係が問題となる。少なくとも、障がい者で生活保護を受けている方の示談金は、収入認定されない制度としてもらいたい。

＜7＞課題や連携先の不足、広報啓発（教育含む）等、不足している・改善したい・知識を深めたいと思う事等について

聞いた。

◎センターからの意見

- 「性暴力とは何か」を理解していないことで被害にあっても言えない子どもたちが多い。教育の中でぜひとも性暴力について理解する時間をとってもらいたい。
- 性犯罪・性暴力被害者に対応できる医療機関が不足。特に男性被害者に対応できるところはほとんどない。
- 全国的に PTSD を治療できる医療機関、心理師がまだまだ少なく、治療が必要な被害者に提供が難しくなっている。各関係機関について、まだまだ連携がスムーズにいかない現状があり、広報や研修を共に実施するなどの工夫も必要と思われる。
- 相談体制やそれらに対する理解・連携協力も「女性」「事情聴取に応じることが出来る」「公判維持に耐えうる」という前提のもとに設定されており、これらの前提をクリアにして、司法・医療・教育機関との連携においても見直しを図り、連携機関に対し理解を深める研修や意見交換、情報共有等の実施を望みたい。

＜8＞支援において以前より改善された、良くなったと感じる点等について聞いた。

◎センターからの意見

- 24時間、相談対応が可能となり、性犯罪被害者にとり相談しやすい環境が整備されてきたと感じる。
- ワンストップ事業になったことで、産婦人科医や弁護士会、又臨床心理士会との契約に基づいた連携を取ることが出来るようになった
- 警察側の初動捜査等に多くの女性警察官が携わるようになる等、被害者に対する配慮が感じられる。
- 社会的に報道されることが増加し、被害者が相談しやすい環境が作られつつあると思う。各関係機関での被害者支援が進み、二次被害の頻度は減ってきている。
- 弁護士・検察官、関係機関との連携が密にとれることが多くなった。市町村の総合的対応窓口の職員等への教育・研修が実施されるなど、条例制定、指針の施行により意識が変わりつつある。

■まとめとして

被害者の方、また被害者の保護者や関係者等が「相談してもいいんだ」と思える風潮が高まったことにより、被害者の方が支援に早期に、また適切に繋がることが増えたことが読み取れる結果となりました。しかし、一方では、誰にも相談できずにいる被害者の方や、特に低年齢の被害者は自分が性的に扱われていることが自覚できない場合も多く性被害に遭っていることを認識できないという課題があります。性犯罪・性暴力被害は周囲からはわかりにくい犯罪であり、また多くの方が被害を申告することが難しい犯罪であることを、多くの人に理解してもらうための啓発活動を行い、また幼少期からの性教育・性犯罪に関する教育が求められているのではないのでしょうか。

★ここに掲載したデータについてのお問い合わせはネットワーク事務局まで。無断転載、引用を禁止しています。

自助グループファシリテーター育成研修プログラム開催報告

自助グループ研修を開催しての所感

公益社団法人あおもり被害者支援センター

NNVS 認定コーディネーター ● 工藤美貴子 氏

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた様子が窺えたころ、対面での開催が実現し、21 センター 26 名の参加者の皆さんと、感染防止対策実施のもと、貴重な時間を共に過ごし、共に学び考えることができました。開催に携わった一人として所感を述べさせていただきます。

全国被害者支援ネットワークでは、2019年に定めた第4期3年計画の施策である「自助グループ支援の充実・強化」において、1日目2日目はネットワークニュースを通じて各センターの自助グループの運営内容や課題の共有を図り、3日目である本年度は、自助グループの運営や会の進行等を担うファシリテーターの育成を目的とした研修を開催いたしました。

自助グループの運営に関しては、各センター様々な課題もあり、自助グループの有無にかかわらず、すべてのセンターの方々に参加し自助グループについて学び、意見交換し、共有できる研修であることも目的としてプログラムや内容について話し合いました。

研修の【1日目】は、被害者支援センターとちぎの和氣みち子氏から「自助グループの意義について」、被害者支援都民センターの阿久津照美氏から「自助グループの運営について」お話しいただきました。

和氣氏からは、現在とちぎでは2つの自助グループを運営しており、自助グループを必要と考え発足させるまで、発足後の活動等から意義や重要性を感じていただきたいとのことで、詳しくお話しいただきました。事件には大小はなく、大切な家族を亡くされたという共通のところに分け隔てなく接してほしい、また、犯罪被害者等が安心してきていただける雰囲気、常につながっていてほしいことなどを上げ、「自助グループは途切れない支援の一つとして重要であり、センターの事業として行ってほしい。」とのお話は、各センターの自助グループに携わっている支援員だけではなく、センターの責任者の方々も受け止めていかなければならないことと感じました。

阿久津氏からは、都民センターにおける自助グループの運営について、効果的な運営のために取り組んでいることやファシリテーターの役割などお話しいただきました。全体の流れの中でお一人お一人がどう感じているのか様子を観察しながら、全体を見る視点と個々を見る視点が重要であること、考え方の違いや対処などに違いがあっても、そこに良し悪しはなく、違いを認め合いながら共通点を見出し語り合えることの大切さについてのお話などは、ファシリテーターの方

にとって重要な視点と感じました。立ち上げることも継続していくことも大変ではありますが、自助グループがあることは、ご遺族にとっても支援員にとっても大事であることを共有できたお話でした。

グループ討議では、立ち上げ準備について、メンバーの固定化、新規の参加者が少ないこと、欠席の方への対応等、出された課題について、工夫している点なども共有でき、「他のセンターも同じ悩みを抱えていることがわかり、今後、情報交換等がしやすくなり、問題解消の第一歩とすることができた」などの声をいただき、同じ課題を抱えたセンター同士の間で安心してよりよい自助グループとなるために話し合える関係が作れたのではないかと感じました。

【2日目】は、自センターの自助グループ活動について、お二人の方に発表をいただきました。自助グループの運営内容やスタッフの心掛けていること、自助グループの中で感じたこと、参加者の方々との定例会以外の活動など、共感するとともに、参考になるお話でした。もっと他のセンターのお話も聞きたかったという参加者の声も多かったことから、参加者の皆さんの関心も大きかったのだと感じました。続いて、武蔵野大学人間科学部教授の中島聡美氏から「複雑性悲嘆の概念と治療」についてお話しいただきました。悲嘆は愛着理論と類似性があること。また、一人ひとりの悲嘆があること。悲嘆は正常な反応だが、長期化や行動上の問題が認められるなどの注意が必要な悲嘆、複雑性悲嘆は専門的な治療が必要なことなどについて、専門的な内容をわかりやすくお話しいただき、ご遺族に接する支援者として理解を深められたお話でした。

参加者とともに研修を受けながら、すべてが学びになり、対面研修でもあったため、参加者の方々とも、共に共感したり励ましあったりと交流を深めることができた2日間と感じております。自助グループの必要性や重要性を改めて考えることとなり、この研修会の役割は、すべてのセンターで自助グループが事業の一つとして行えるよう、それぞれのセンターの抱える課題、立ち上げ準備についてや継続する中での悩みなどを共有し共に考えていける場として、今後も継続して行うことが大切と感じました。

終了後のアンケートから実り多き研修会だったことが窺えました。研修会で得た知識や感じられた思いなどは、それぞれのセンターの皆さんとも共有し、犯罪被害者等の心に寄り添い共に歩む関係づくりをこれからも続けていくことを願っています。

<自助グループファシリテーター育成研修 プログラム> (敬称略)

1日目 2021年12月3日	
開会挨拶・オリエンテーション	ネットワーク専務理事 奥山栄一
自助グループの意義について	ネットワーク理事 和氣みち子
自助グループ運営について	被害者支援都民センター相談支援室長 阿久津照美
グループ討議	NNVS 認定コーディネーター 工藤美貴子(あおもり)・中曽根えり子(にいがた)
2日目 2021年12月4日	
センター内のファシリテーター育成の紹介	NNVS 認定コーディネーター 工藤美貴子(あおもり)・中曽根えり子(にいがた)
複雑性悲嘆に対する心理的ケア、グリーフケア	武蔵野大学人間科学部教授 中島聡美
修了式・閉会挨拶	ネットワーク専務理事 奥山栄一

<参加者の声>

- ▶「自助グループの意義や運営について」を聞いてここでもう一度自助グループの意味を再確認できました。グループ討議では他の県の課題が当センターの課題と同じ事を知ることができたり参考になることを知れたりとても充実した時間でした。
- ▶被害者であって自助グループを立ち上げられた講師のお話で自助グループの支援としての重要性をあらためて学び、その後実際の活動状況の報告を多くのセンターから聞くことが出来ました。そのなかではファシリテーターの役割と留意点を具体的にお聞き出来、グループで生じる難しい状況への対処としては、参加者一人一人の思いを受け止め違いを認めながら共通する思いに気づき支えあうことを学びました。なんとなくファシリテーターの難しさを感じていたのが進む方向を与えられました。複雑性悲嘆については専門的な治療が必要なのだと知り、被害者の方の悲嘆を丁寧に見守ることに気づきました。大変、有意義な研修でした。
- ▶コロナ禍、オンライン研修が増えています。オンラインでは、私は一方通行に感じてしまいます。久しぶりの対面式でのグループワークは活発な意見が出て、講師の先生に質問もできたので、参加できて本当に良かったです。コロナウィルス感染予防への配慮など、ありがとうございました。
- ▶武蔵野大学の中島先生の講義は、専門的な内容をわかりやすく説明していただき、現在、支援しているご遺族の方々に当てはまる事が多く、大変勉強になりました。



支援員に悲嘆をぶつけられるご遺族もいらっしゃるの、「なるほど、そうだったのか」と納得しながら、講義を受けました。

- ▶どの講師の講義も大変勉強になりました。・開催時の様子を細かく読み取り終了後にお声かけをする・参加される方だけではなく、ずっとお休みされている方にも一言を添えたハガキやご案内を欠かさない・国の施策。新しい条例、制度などきちんと被害者の皆さんにお伝えできるよう心掛けるなど、これまで気付かなかった事や参考にしたい事ばかりで充実した時間でした。二日目の複雑性悲嘆の概念と治療については、支援員として学ぶべき専門的内容を学ぶ事ができました。
- ▶グループ討議の時に、各地区の皆様が抱えている問題点等共有できたので回数を増やしていただければ幸いです。
- ▶「各センターで抱えている問題点等」を話し合うことで、センターの問題にも気づけるのではと考えます。



寄稿

外国人被害者支援について

公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター
専務理事兼事務局長 ● 黒宮勇一郎 氏

当センターは、平成18年（2006年）に設立され、今年で16年目を迎えています。

外国人の犯罪被害者の方への支援について、当センターの課題となっていることをお話ししたいと思います。

まず、外国人の方の相談・支援についてですが、件数的には少なく、令和3年度（2021年度）中の直接支援も12月末で4件でした。

しかし、一番の課題となっていることは通訳人の確保です。

どこの支援センターもそうであると思うのですが、財政的な面から、専門の通訳人を配置したり、特定の機関と個別に委託契約を締結することは、まず無理であろうと考えられます。

そして相談は、突然、何の前触れもなくやってくるものがほとんどであり、相談者本人が日本語を話せないときには、必然的に日本語を話すことができる家族・知人と一緒に相談を受理することになりますが、日本語が堪能な方であれば良いのですが、片言の日本語しか話せない、理解できない方であればあるほど、どうしても相談者本人の主訴が伝わりにくくなってしまいます。

そのため、公平・公正な通訳ができる、相談者やその関係者と利害関係のない第三者である通訳人の確保が必要となるのです。

現在、通訳人が常駐しているところとして考えられるのは、三重県が窓口を開設している「みえ外国人相談サポートセンター（みえこMieCo）」、市町の担当部署、警察等が考えられますが、これらの官公署・団体に協力を要請するとしても、時間的・機能的な制約があり、全ての相談に即応できるものではありません。

実際、今年夏、日本語を話せない外国人の方からの相談が県内某市の総合窓口になされ、当センターにも付添支援の依頼がありました。当初、日本語がほとんど話せない方ということで、当センターにおいて通訳人の手配をしなくてはと、焦る気持ちがありました。

しかし、このときは幸いにも、その市に、相談者の母国語を話すことができる職員さんがおり、市もその職員さんの警察等への同行を快諾していただいたので、本人との面接や警察への付き添いに同席していただき、事情聴取や行政手続きの説明などの支援を極めてスムーズに行うことができました。

この時、平素からよく言われることですが、行政窓口をはじめとする関係機関や外国人の支援を行っている民間団体と連携した効率的な支援を実施するため、平時からの情報共有、各種研修会の開催など、良好な関係の保持に努めることが必要不可欠であると、今更ながら強く感じたところであります。

話は少し変わりますが、三重県でも平成31年（2019年）4月に「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和3年（2021年）末で19市町において条例・要綱が施行されました。

未施行の自治体においても、ほとんどの市町において条例施行に向けて着々と準備が進められており、各市町の実情に合わせた様々な支援が行われ（ようとし）ています。

その中で、ご紹介させていただきたいのは、来年度施行予定となっている某市においては、条例における支援として「外国人被害者からの相談を受理する際の通訳費用」の補助を盛り込むことで鋭意検討しており、実施されれば、他の市町条例における外国人犯罪被害者支援に関するリーディングケースとなるものと大きな期待を寄せています。

今後予想されます、国際化の益々の進展と、外国人労働者の増加などを踏まえて、当センターにおいても、安定的な通訳人の確保を目指すべく、三重県の犯罪被害者支援担当課、前述の「みえ外国人相談サポートセンター（みえこMieCo）」と連携して、予算措置を含めた恒常的な体制の確保に向け、検討を重ねているところであります。

このことにつきましては、全国には、先進的取り組みをされている支援センターさんもあると思いますので、また、ご教示・ご指導いただきますようお願い申し上げます、私のお話とさせていただきます。





全国ネットワーク第5期5年計画について

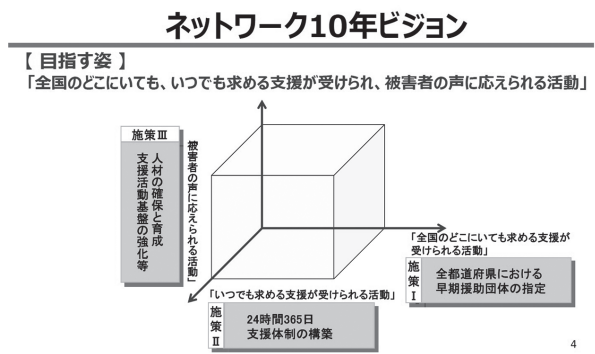
第4期まではネットワークの中期計画は3年計画でしたが、犯罪被害者等基本計画が5年計画であることから、第5期より5年計画としました。

第5期5年計画は、まずセンターから第4期3年計画の実行に関する評価や要望・意見をいただき、研修・支援活動部会、広報組織部会において構成員の要望・意見を交えて論点や施策案を議論し、最終的には第5期5年計画策定プロジェクトにおいて、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」を勘案してまとめあげたものです。

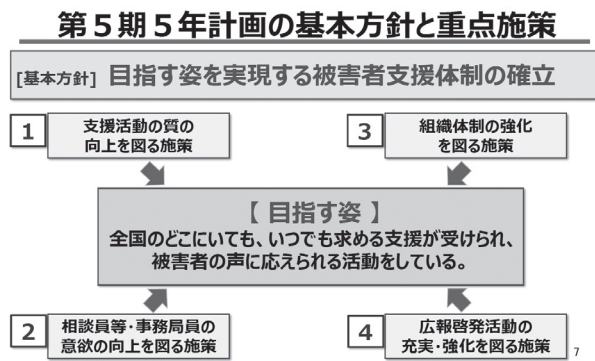
第5期5年計画は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの計画です。

ネットワークは10年ビジョンを平成28年（2016年）に作成し、第5期5年計画の期中である令和7（2025年）には、10年目を迎えます。10年ビジョンで掲げた『目指す姿「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」を実現する被害者支援体制の確立』を基本方針として、下記の諸施策に取り組みます。

- (1) 支援活動の質の向上を図る施策
- (2) 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る施策
- (3) 組織体制の強化を図る施策
- (4) 広報啓発活動の充実強化を図る施策



ネットワーク10年ビジョン			
区分	ネットワーク10年ビジョン	重点施策	具体的方策
Ⅰ.被害者支援活動	① 24時間365日支援体制の構築	24時間365日支援体制	電話相談サポートセンター（仮称）設置
	② より堅固な支援活動基盤の構築	人材の確保と育成 支援活動基盤の強化	人材の確保への支援と人材育成の充実・強化への支援 支援活動責任者及び相談員等の活動費の充実
Ⅱ.広報活動・組織活動等	③ 組織運営力の強化	・財政基盤の強化 ・ブロックの体制及び機能強化 ・ネットワークの体制及び機能強化	・自主財源確保のため自助努力の継続 ・財源増加策等に関する情報提供 ・寄付型自費機やホンデリングに関する情報提供 ・関係機関への制度政策提言活動
	④ 広報啓発活動の強化	広報・啓発活動の充実	センター・ブロック・ネットワークにおける広報・啓発活動の連携推進
	⑤ 国際化の推進	国際化の推進	国内の外国人被害者及び海外の日本人被害者の支援体制の整備



重点施策の具体的内容	
重点施策	具体的方策（※新施策）
2 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る施策	① 表彰制度の充実と適正な運用 ② 相談員等、事務局員の処遇の改善 ③ 事務局員の育成支援
3 組織体制の強化を図る施策	【組織力の強化】 ① 全国理事長会議の開催 ② ブロック事務局体制の強化 ③ 事務局長等会議及び新任事務局長等研修会の開催 ④ 犯罪被害者等電話サポートセンター運営の充実・強化 【組織基盤の構築】 ⑤ 財政基盤構築プロジェクトの推進 ⑥ 制度政策提言活動の強化

重点施策	具体的方策（※新施策）
1 支援活動の質の向上を図る施策	【相談員等の質の向上への支援】 ① 人材育成体系の確立と推進 ② 相談員・支援員の確保支援 ③ 自助グループ支援の充実・強化（※） 【支援活動の充実強化】 ④ 支援活動責任者等の育成と連携強化 ⑤ N N V S 認定コーディネーターの育成 ⑥ 共同・広域支援体制の構築（※） ⑦ センターの拠点拡充への取組 ⑧ 条例制定・充実化への働きかけと行政・関係機関との連携への支援 ⑨ 被害にあった子どもやその兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援（※） ⑩ 被害者支援連絡協議会の活性化への働きかけ ⑪ 被害者緊急支援金の運用改善 ⑫ 外国人被害者支援への取組 ⑬ ワンストップ支援センターとの連携強化（※） ⑭ デジタル技術を活用した支援業務の充実（※）

重点施策	具体的方策（※新施策）
4 広報啓発活動の充実強化を図る施策	① デジタル化戦略の立案・実行（※） ② ネットワークニュースの充実 ③ 被害者支援ニュースの充実 ④ 全国犯罪被害者支援フォーラムの充実 ⑤ 「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」の拡充と展開（※）

お知らせ

■研修用ビデオを作成しました

全国被害者支援ネットワークは、新型コロナウイルス感染症の流行により、対面での研修開催が困難なことから、オンライン研修で裁判関連支援を学べるよう、研修用ビデオを作成しました。

ビデオは、①「判決後の支援」、②「体調不良の支援」、③「ビデオリンクの支援」の3パターンで、オンライン上でビデオ視聴を行った上で、講師の解説、指導を踏まえ、支援のあり方や留意点を学ぶこととしています。

※このビデオは公益財団法人日本財団の預保納付金支援事業の助成で作成しました。また、このビデオは貸出を行っておりません。

支援例1 控室（判決後）



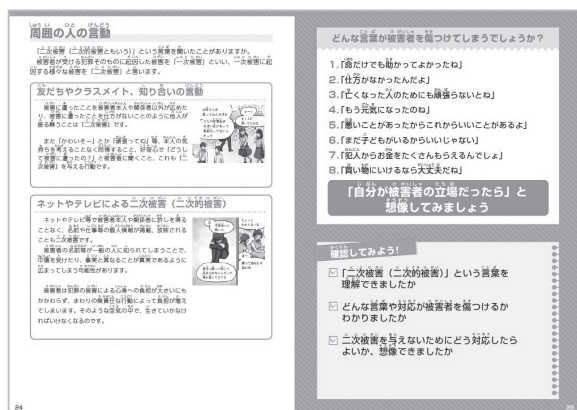
支援例2 控室（体調不良）



■マンガ冊子「こんなとき、どうする？ 知って、考える犯罪被害者支援」を発行しました。

全国被害者支援ネットワークは、2021年秋に「こんなとき、どうする？ 知って、考える犯罪被害者支援」を発行しました。この冊子は、中学生、高校生を主な対象とし、犯罪被害者等の方と、犯罪被害者支援、相談先について知識を得て、理解を深めてもらう目的で作成しました。マンガページ、ワークページを交互に設け、読んで学んでもらえる内容です。

（この冊子は日本財団預保納付金支援事業により作成しました）



《冊子についてのお問い合わせ》

ネットワーク事務局 03-3811-8315（平日10時～16時）※マンガはネットワークHPで閲覧できます。

編集後記

次回発行予定日
2022年7月

●特集●
外国人被害者支援
について

■今号は性犯罪・性暴力被害者支援を特集として掲載しました。第4次犯罪被害者等基本計画で潜在化しやすい被害者としてあげられている、子ども、障がい者に焦点をあて、それぞれ御寄稿をいただきました。現場の支援者の方、また普段子どもや障がい者の方に接する機会のある方にぜひお読みいただければと思います。ネットワークが2022年4月からの第5期5年計画で新施策としてあげている自助グループ支援の充実・強化にかかわる自助グループファシリテーター育成研修を実施し、レポートを掲載しております。ご参考いただけると幸いです。（H.T）